

六戸都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

(六戸都市計画区域マスタープラン)

平成22年8月

青 森 県

目 次

1. 都市計画の目標	1
(1) 基本的事項	1
① 都市計画区域の範囲及び規模	1
② 目標年次	1
(2) 都市づくりの基本理念	2
(3) 地域ごとの市街地像	3
① 市街地ゾーン	3
② 田園ゾーン	3
③ 樹林地ゾーン	3
④ その他拠点など	3
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	5
(1) 区域区分の決定の有無	5
3. 主要な都市計画の決定の方針	6
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 主要用途の配置の方針	6
② 土地利用の方針	7
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	8
① 交通施設の都市計画の決定の方針	8
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	9
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	10
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	11
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	11
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	11
① 基本方針	11
② 主要な緑地の配置の方針	11

六戸都市計画整備、開発及び保全の方針の決定

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

1. 都市計画の目標

(1) 基本的事項

① 都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲は、六戸町の全部とし、その規模は次のとおりである。

区 分	市町村	範 囲	規 模
六戸都市計画区域	六戸町	行政区域の全部	約 8,406 ha

② 目標年次

おおむね20年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、優先的におおむね10年以内に整備するものを整備の目標として示す。

目 標 年 次
平成42年

(2) 都市づくりの基本理念

本区域は、青森県の東南部に位置し、東は三沢市、おいらせ町、西は十和田市に接し、南北に長いおおむね平坦な地形であり、農業を基幹産業として発展してきた。

区域の南部に奥入瀬川が流れており、奥入瀬川の北側に市街地が形成されている。

また、区域の多くは森林及び農地が広がっており、十和田観光電鉄沿線地域は水田、北部と南部は畑作地帯として利用されている。

本区域では、奥入瀬川をはじめとする豊かな自然環境の保全と活用、生活・住環境の向上、広域圏各都市との連携の強化を図りながら都市づくりを進めていくものとし、『自然に抱かれた心ゆたかな交流都市』を基本理念として、次のような都市づくりをめざす。

● 日常生活機能の充実した都市づくり

- ・ 地域住民の日常生活の利便性を高め、中心市街地の都市機能の充実、衛生環境の向上、高齢社会へ対応しただれもが生活しやすい環境の形成を図るため、道路、公園、下水道等の整備など市街地の整備や、利便性の高いコンパクトな都市づくりを進める。

● 農地を保全し、自然環境を活用したゆとりある都市づくり

- ・ 市街地周辺部の農地・森林等の豊かな自然は、食の生産拠点としてだけでなく本区域の田園景観を形成する貴重な農地・緑として保全を図る。また、市街地南部における奥入瀬川やむつみ河川公園は豊かな緑の軸として活用し、ゆとりのある都市づくりを進める。

● 地域の活力となる、就業の場のある都市づくり

- ・ 青森県南地域の拠点工業団地として、金矢工業団地への企業誘致を優位にするため、上北横断道路の整備など、アクセス条件を生かして八戸市、十和田市、三沢市や八戸港、東北新幹線七戸十和田駅、三沢空港との連絡性を高めるなど、戦略的な企業誘致の展開を通じて、地域の活力を生む生産拠点として育成を図り、就業の場がある都市づくりを進める。

(3) 地域ごとの市街地像

本区域は、奥入瀬川の北側を並走する国道45号周辺の平野部に形成された市街地ゾーンと、それを取りまく田園ゾーン及び樹林地ゾーンによって構成される。

今後とも、現在の市街地を基本として効率的な市街地の維持・形成を図るとともに、市街地周辺の田園・樹林地ゾーンの保全を図っていく。

① 市街地ゾーン

本区域の市街地は、犬落瀬地区に広がる商業地、国道45号バイパス北側の行政・業務地、その周辺のたての台団地などの住宅地などから形成される。

また、区域北側には小松ヶ丘団地、工業拠点である金矢工業団地が立地している。

犬落瀬地区の中心市街地は、公益施設や商店街が連続して立地しており、住民の日常生活の利便を提供する商業業務地として、道路、公園、下水道等の都市基盤整備を進めコンパクトな市街地の維持・形成を目指す。

また、犬落瀬地区には公共施設や文化施設が集積しており、公益施設、商店街と合わせて、行政、文化等の機能の複合した生活中心としての形成を目指す。

② 田園ゾーン

市街地周辺の農地は、生産性の高い農業を支える優良農地として保全するとともに、七百地区などの集落地は生活基盤の整備により快適な日常生活が送れる環境の整備を図る。

③ 樹林地ゾーン

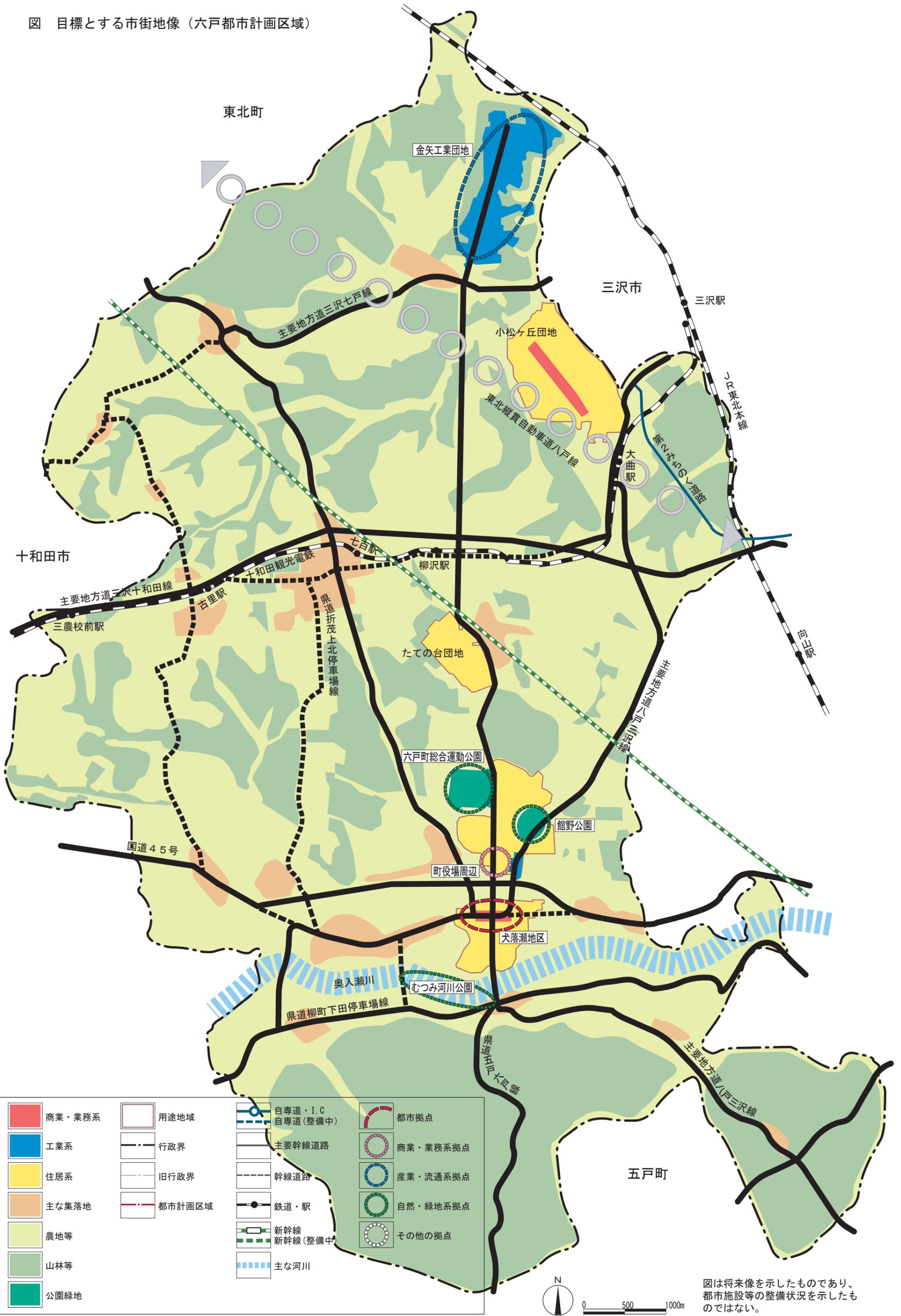
区域内に広がる森林は、貴重な森林資源として間伐施行を支援し、優良材の生産を図るとともに、市街地を取り囲む自然として保全を図る。

④ その他拠点など

都市としての魅力や利便性を高めていくため、次のような拠点などを配置し、その機能の充実・強化を進めていく。

- ・ 館野公園、六戸町総合運動公園、むつみ河川公園は、住民の憩いの場やスポーツ・レクリエーション拠点として公園機能の充実を図る。

図 目標とする市街地像（六戸都市計画区域）



図は将来像を示したものであり、都市施設等の整備状況を示したものではありません。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

六戸都市計画区域は、現在区域区分を定めていない。

近年の人口はやや減少傾向にあり、今後も急激に人口が拡大する可能性は低いものと考えられる。産業については、工業出荷額は増加傾向が頭打ちとなり、既に工業団地も整備されているため、新たな工業系の土地需要を伴った産業が急速に拡大する可能性は低いものと考えられる。また、周辺都市などからの強い市街化の圧力もないことから、今後、無秩序に市街化が進行する恐れは少ないと考えられる。

さらに、本区域の市街地の外周に広がる農地や山林等の自然環境については、おおむね農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、森林法などによる土地利用規制がされており、市街化圧力を適切に制御している状況にある。

このことから、計画的な市街地整備や環境保全が図れるものと考えられ、本区域には区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

商業・業務地については、犬落瀬地区の中心市街地を位置づけ、アメニティ空間の創出を行うため市街地整備の再検討を行うとともに、町民の日常生活をサポートする商業、業務、行政、交流等の都市機能の集積を図る。

b 工業地

区域北部に位置する金矢工業団地を工業地として位置づけ、区域内の工場の集積及び新たな企業誘致による雇用機会の拡大を目指し、内陸の工業拠点としての集積を図る。

c 住宅地

犬落瀬地区などの既存市街地内の住宅地及び区域中央に位置するたての台団地を住宅地として位置づけ、居住環境の整備を進める。

北東部の小松ヶ丘団地は、中心市街地との連携強化等により居住者の増加を目指す。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

犬落瀬地区の一般県道米田六戸線沿道に広がる商業地は、本区域の中心的な商業地であり、高齢者対応等だれにでもやさしい市街地環境の整備を図るとともに、土地の高度利用を図る。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

犬落瀬地区の商業地周辺の市街地内に混在する工場や用途地域外に立地する工場は、建て替え時期等に金矢工業団地へ誘導し、用途の純化を図る。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

犬落瀬地区の都市基盤の整備が脆弱なまま開発された住宅地は、面的な基盤整備などにより安全・安心で暮らしやすい住環境への改善を図る。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

舘野公園は、中心市街地に近い代表的な緑地として町民に親しまれており、保全と活用を図る。

e 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域は、青森県の野菜王国「ベジタランド」と呼ばれ多くの野菜が栽培されており、魅力ある農業の創出が図れるよう優良農地の保全を図る。

f 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

区域内に広がる農地や森林は貴重な景観資源であることから、無秩序な市街地の拡大を防止し、自然環境の保全を図る。

市街地南部を東西に流れる奥入瀬川は、市街地における水と緑のネットワークを形成するものであり、むつみ河川公園と併せて保全を図る。

g 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

区域北東部に位置し、計画的に土地を分譲した小松ヶ丘団地は、中心市街地との連絡性を強化するなど利便性の向上に努め、新規入居者の誘致を図る。

用途地域外に点在する岡沼、沖山等の既存集落地は、下水道や道路などの生活基盤の整備を進めるとともに、良好な住宅地として保全を図る。

上北横断道路のインターチェンジ予定地周辺など、用途地域が指定されていない白地地域においては、周辺環境との調和の観点から、今後の整備状況に応じた特定用途制限地域等の活用を検討する。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア) 交通体系の整備の方針

本区域の道路網は、東西に走る国道45号を中心に、主要地方道三沢十和田線をはじめとする複数の県道により構成されている。本区域ではこれらの道路網を基本とするが、広域連携を強化するために高速交通ネットワークの充実を図るとともに、地域間や拠点間の交通の円滑化を進め有機的な連携を強化するための都市計画道路の整備を含めた総合的な交通ネットワークの整備を図る。

本区域の公共交通は、三沢市と十和田市を結ぶ十和田観光電鉄、路線バスが整備されており、J R線の駅はないものの、J R三沢駅をはじめ東北新幹線八戸駅に近く、さらに、空の玄関口である三沢空港も近いことから、周辺市町村へのアクセス性を強化する道路網の形成を図る。また、東北縦貫自動車道八戸線の北方延伸を関係機関に働きかけていくこととする。

イ) 整備水準の目標

都市計画道路等の整備により、市街地内の交通円滑化を図ることを目標とする。

b 主要な施設の配置の方針

ア) 道路

本区域と十和田市及び八戸市を結ぶ国道45号及び主要地方道三沢十和田線を東西軸として配置する。

区域の南部と北部を結ぶ、3・4・1犬落瀬金矢線を生活、産業の南北軸として配置する。

中心市街地と各地区を結ぶ道路として一般県道折茂上北町停車場線、3・5・1犬落瀬中央線などを配置する。

イ) その他

【鉄道】

十和田市及び三沢市を結ぶとともにJ R三沢駅に連絡し、地域住民の通勤・通学などの利便性を確保する十和田観光電鉄線を配置する。

②下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア) 下水道の整備の方針

【下水道】

本区域の公共下水道は、馬淵川流域下水道計画に基づき馬淵川流域関連公共下水道事業により整備を進めているが、今後とも、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全を図るため、市街化の動向や道路などの都市基盤整備と十分に整合を図りながら効率的な施設整備を行う。

集落地については、生活様式の変化や自然環境への配慮等から汚水処理施設整備の必要性が高まっており、農業集落排水事業等の他事業と連携を図り整備を進める。

また、下水道が計画されていない地区においては、合併処理浄化槽の設置を進める。

イ) 整備水準の目標

【下水道】

公共下水道の汚水に係る整備は、市街地の全域を対象に計画的に進める。

b 主要な施設の配置の方針

ア) 下水道

本区域の汚水に係る整備については、馬淵川流域下水道計画に基づき馬淵川流域関連六戸町公共下水道事業により、市街地全体を対象とし、雨水排水についても生活環境の向上を図るために整備を進めていく。

また、集落地についても、農業集落排水事業等の他事業と連携を図り整備を進める。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
流域関連公共下水道	馬淵川流域関連六戸町公共下水道

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

本区域は、今後、より一層の高齢社会への移行や産業構造の変化に伴う生活行動の多様化が予想される。これらに対して、健康で文化的な都市生活や都市活動を確保していく必要があり、施設需要を踏まえつつ、その他の都市施設の整備を進めていくものとする。

なお、一般廃棄物処理は、十和田広域事務組合が共同で処理を行うものとする。

b 主要な施設の配置の方針

本区域では、その他の都市施設について、以下の方針に基づき配置していく。

種 別	方 針
一般廃棄物の再資源化施設	クローズアップされるごみ処理問題に対応するため、新エネルギーの推進と連携し、再資源化施設を整備する（広域対応）

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

犬落瀬地区の自然発生的に形成された幅員の狭い道路などが見られる既成市街地は、安全性、防災面を向上するため歩道設置、道路の広幅員化などの基盤整備や地区計画制度などを活用した住環境の整備を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

a 自然的環境の整備又は保全の方針

本区域は、田園及び森林を中心とした自然景観に加え、奥入瀬川などの河川景観、舘野公園のヤマザクラなど豊かな自然と美しい景観に恵まれている。

これらの豊かな自然資源は、行政と民間が一体となって保全活動に取り組み、水と緑のネットワークの形成に努める。

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統

市街地を流れる奥入瀬川は、むつみ河川公園と合わせて優れた自然を構成する要素として配置し、治水工事による安全性の向上と合わせて親水化を図り、町民の憩いの場として、自然とのふれあいの場としての活用を図る。

b レクリエーション系統

スポーツ・レクリエーション需要に対応する総合運動公園と、バードウォッチングや森林浴など自然とふれあえる舘野公園を町民の憩いの場として整備に努める。

c 防災系統

犬落瀬地区の市街地では、既存市街地内の広幅員の道路、広域幹線道路、河川及び鉄道等を組み合わせ、都市の防災機能を高める。

犬落瀬地区周辺に広がる農地は、生産の場であるとともに、降雨時には高い治水機能を有するものであり、今後とも保全を図る。

d 景観構成系統

犬落瀬地区周辺の田園景観を醸成している農地、森林や、本区域の歴史文化を現在に伝える熊野神社等の境内林や周辺の山林の保全を図る。